

「土浦市放課後児童クラブ条例等」に対する パブリック・コメントの結果について

この土浦市放課後児童クラブについては、児童福祉法第6条の2第3項の規定により、実施しているもので、本市では、昭和52年から児童クラブを開設してきており、また、近年では入級希望者が増加して、クラブの大規模化が進んできております。そのような中において、条例を制定し平成19年4月1日から施行するものです。

条例の策定にあたっては、条例案を公表して、皆様のご意見（パブリック・コメント）をお寄せいただきました。

その結果、10人の方から貴重なご意見が提出されましたので、意見に対する市の考え方などを下記のとおり公表いたします。

1．パブリック・コメント結果の内容

土浦市放課後児童クラブ条例について

2．パブリック・コメント結果の公表日

平成18年10月17日（火）

3．パブリック・コメント結果の公表期間

平成18年10月17日（火）～平成19年1月17日（水）

4．パブリック・コメント結果の公表するもの

- （1）提出された意見（要約した内容）とその意見に対する市の考え方
- （2）条例とその解説及び考え方

5．問合せ先

教育委員会青少年課 029-826-3455

大和町9番2号 ウララ2-8F

(1) 提出された意見 (要約した内容) とその意見に対する市の考え方

『土浦市放課後児童クラブ条例 (案) 』に係る意見募集の結果

平成 1 8 年 7 月 1 9 日から同年 8 月 9 日までの間、土浦市放課後児童クラブ条例 (案) について意見募集を行った結果、1 0 名の方から意見提出がありました。これらの意見について適宜要約した上、それに対する市の考え方を次のとおり公表します。

提出された意見の要点及び市の考え方

	意見の要点	市の考え方
1	<p>児童クラブ開所時間については、仕事の都合により、クラブへの迎え (送り) が時間に間に合わないことから、以下のとおり時間の延長を要望。</p> <p>7 : 0 0 (7 : 3 0) ~ 1 9 : 0 0 希望制による延長 (負担可) 1 9 : 0 0 まで 1 9 : 0 0 まで (保育所との整合性)</p>	<p>時間延長の希望がありましたが、低学年の児童が、特に冬季など午後 6 時半以降も帰宅できない状態は、子どもの健全育成や安全管理の問題からも、必ずしも好ましい状況とはいえない部分もありますが、午後 6 時の迎えというのは、働く保護者にとっては難しいとのことから、6 時 3 0 分までとしたものです。また、長期休業日等の開所時間については、午前 8 時までに登校している状況を勘案して、午前 8 時開所といたしました。</p> <p>なお、開所時間を越えた部分については、子育てサポーターの利用を勧めていきます。</p> <p>(指導員の子育てサポーター登録の推進) 子育てサポーター 社会福祉協議会や民間において、子育ての手助けをして欲しい人と手助けをしたい人がそれぞれ会員登録し、働きながら子育てをしている方や病気で困ったときなどに、子育ての不安や負担を軽減するため、地域の中で支えあいながら子育てできるよう支援する相互援助活動です。</p>
2	<p>対象とする児童の範囲については、児童を取り巻く社会環境の悪化によることから、4 年生以上でも家に一人であることが不安であるため、以下のとおり学年延長を要望。</p> <p>4 年生まで 軽度の障害者は 6 年生まで 6 年生まで 長期休みの期間は 4 年生まで 学年の拡大</p>	<p>特に保護と育成を必要とする小学校 1 ~ 3 年生までの児童を対象といたしました。施設については、小学校の余裕教室を改修して対応しており、できるだけ児童にとって良い環境を提供することを考えますと、クラブ室の広さに対して入所できる人数も限られてきますので、入級者の増加等を踏まえて、1 年生 ~ 3 年生までと考えております。</p>

提出された意見の要点及び市の考え方

	意見の要点	市の考え方
3	入所の許可については、感染症等の場合、預からないことを要望。	児童クラブの入所には、許可制をとるため、病気などにより他の児童に迷惑を及ぼす恐れがあるときなど、児童クラブの運営に支障をきたす場合は、入所を制限することといたしました。
4	<p>指導員やクラブの運営関係については、以下のことを要望。</p> <p>有資格者を、時間帯責任者として一人は配置すること。</p> <p>子供 15 人に一人の指導員を配置すること。</p> <p>指導員の配置基準を示すこと。</p> <p>事業内容及び指導内容を具体的に記載すること。</p>	<p>児童クラブに配置する指導員の人数について定めたものです。指導員は、各クラブに 2 人以上配置することとし、児童の入所数に応じてさらに増やすこととします。</p> <p>現在も障害児童に対して、指導員を配置して対応しております。</p> <p>なお、指導員の配置基準については、運営要綱で示して行きたいと考えております。</p>

(2) 条例とその解説及び考え方

土浦市放課後児童クラブ条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土浦市放課後児童クラブの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

【解 説】

まず、はじめに、この条例の制定の趣旨を定めるものです。

(設置)

第2条 小学校に通う児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対して、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図り、もって広く市民の福祉の向上に資するため、土浦市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置する。

2 児童クラブの名称及び位置は、別表のとおりとする。

【解 説】

児童クラブの設置目的及び児童クラブの名称と場所について定めるものです。
7ページに別表を掲載しています。

(事業)

第3条 児童クラブは、次に掲げる事業を実施する。

(1) 児童に対して遊び及び生活の場を提供する事業

(2) 前号に掲げるもののほか、放課後における児童の健全な育成に必要な事業

【解 説】

児童クラブが行う事業の内容について定めるものですが、遊びや生活の場を提供し、児童が安心して生活できる環境づくりを行うものです。

(休所日)

第4条 児童クラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休所することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（前号に掲げる日を除く。）

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

【解 説】

児童クラブの休所日について定めるものです。

(開所時間)

第5条 児童クラブの開所時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで(次号に掲げる日を除く。) 小学校の授業終了後から午後6時30分まで
- (2) 小学校の学年始休業日, 夏季休業日, 冬季休業日, 学年末休業日, 創立記念日及び行事振替休業日並びに県民の日を定める条例(昭和43年茨城県条例第3号)に規定する県民の日 午前8時から午後6時30分まで

【解 説】

児童クラブの開所時間について定めるものです。

(1)は、平常時における開所時間について,(2)は、登校日以外の日(休所日を除く。)に朝から児童クラブを運営している場合の開所時間について定めており、午前30分・午後30分それぞれ延長となります。

(対象児童の範囲)

第6条 児童クラブに入所することができる児童は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 小学校の第1学年から第3学年までに在学していること。
- (2) 市内に居住していること。
- (3) 保護者が労働等により昼間家庭にいないこと。

【解 説】

児童クラブに入所できる児童の範囲について定めるもので、特に保護と育成を必要とする小学校1~3年生までの児童を対象としました。

その他、対象児童の例示については、施行規則で定めます。

(指導員)

第7条 児童クラブに指導員を置く。

2 指導員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童クラブに入所する児童の健全な育成及び安全確保に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、第3条に掲げる事業の実施に必要な業務

【解 説】

児童クラブに、遊びを中心とした児童の健全育成の指導と児童の安全確保を行う指導員を配置します。その他、関係機関や家族等との連携等を行っていきます。

(入所の許可等)

第8条 児童クラブに入所しようとする児童の保護者は、市長に入所の許可を受けなければならない。

2 市長は、児童クラブに入所しようとする児童が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 伝染性疾患を有し、他人に感染するおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、児童クラブの管理上支障があるとき。

【解説】

児童クラブの入所には、市長の許可を必要とすることとします。ただし、病気などにより他の児童に迷惑を及ぼすおそれがあるときなど児童クラブの運営に支障をきたす場合は、入所を制限することとします。

(入所の許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は児童クラブの利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた児童(以下「入所児童」という。)が第6条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 入所児童が前条第2項各号のいずれかに該当することになったとき。
- (3) 入所児童の保護者が正当な理由なく第11条に規定する育成料を滞納したとき。
- (4) 入所児童の保護者が偽りその他不正の手段により、前条第1項の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が児童クラブの管理上特に必要があると認めるとき。

【解説】

児童クラブの入所の許可を取り消す場合の要件について定めるものです。

(退所の申出)

第10条 入所児童を児童クラブから退所させようとする保護者は、あらかじめ市長にその旨を申し出なければならない。

【解説】

児童クラブを退所する場合の事前届出について定めるものです。

(育成料)

第11条 入所児童の保護者は、児童クラブの入所に係る育成料(以下「育成料」という。)を納入しなければならない。

2 育成料は、入所児童1人につき月額3,000円とする。ただし、8月分にあつては、月額5,000円とする。

【解 説】

保護者が支払う児童クラブの育成料について定めるものです。この育成料は、主に人件費等の運営経費（建設費・修繕費等は含みません。）について利用者から応分の負担を求めるものです。

（育成料の減免）

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、育成料を減額し、又は免除することができる。

【解 説】

育成料の免除することができる場合について定めるものです。詳細については、施行規則で定めます。

（育成料の返還）

第13条 既に納入された育成料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

（1）入所児童又は入所児童の保護者の責めに帰することができない事由により、児童クラブの利用ができなかったとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

【解 説】

災害等によりクラブ室が使用できなくなったときなどを除き、原則として一度納付された育成料は返還しないことを定めるものです。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

【解 説】

手続の詳細についてはこの条例とは別に規則で定めることとしたものです。

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

【解 説】

この条例の施行予定日を定めるものです。

第2条で規定した児童クラブの名称及び位置を定めています。

別表（第2条関係）

名称	位置
土浦小学校児童クラブ	土浦市大手町13番32号
下高津小学校児童クラブ	土浦市下高津4丁目2番9号
東小学校児童クラブ	土浦市中455番地
大岩田小学校児童クラブ	土浦市大岩田2066番地1
真鍋小学校児童クラブ	土浦市真鍋4丁目3番1号
都和小学校児童クラブ	土浦市並木5丁目4826番地1
荒川沖小学校児童クラブ	土浦市荒川沖東3丁目24番3号
中村小学校児童クラブ	土浦市中村南5丁目29番5号
土浦第2小学校児童クラブ	土浦市富士崎2丁目1番41号
上大津東小学校児童クラブ	土浦市沖宿町2489番地
上大津西小学校児童クラブ	土浦市手野町3651番地
神立小学校児童クラブ	土浦市中神立町4番地
右朧小学校児童クラブ	土浦市右朧1728番地3
都和南小学校児童クラブ	土浦市常名3090番地
乙戸小学校児童クラブ	土浦市乙戸南2丁目6番14号
藤沢小学校児童クラブ	土浦市藤沢3057番地
山ノ荘小学校児童クラブ	土浦市本郷301番地